

(旧法届出者等に関する経過措置)
 第四十四条 施行日前に整備法附則第三十三条第二項の規定により新児童福祉法第三十四条の第三項の規定による届出をしたものとみなされた者(次項において「旧法届出者等」という。)に対してなされた旧児童福祉法第四十六条第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、新児童福祉法第三十四条の五第一項の規定により報告を求めた処分とみなす。

2 施行日前に旧法届出者等に対してなされた旧児童福祉法第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令(当該停止の期間が施行日において満了していないものに限る。)は、新児童福祉法第三十四条の六の規定により事業の停止を命ずる処分とみなす。

附則

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の規定は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 第四条の規定の施行前に旧自立支援法の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同条の規定の施行の際現に旧自立支援法の規定によりされている指定の申請及び辞退の届出(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における新自立支援法の適用については、新自立支援法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第四条の規定の施行前に旧自立支援法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしななければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新自立支援法の相当規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新自立支援法の規定を適用する。

(駐車場法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 この政令の施行の際現に設置されている路外駐車場又は現に新設工事中の路外駐車場については、第十四条の規定による改正後の駐車場法施行令第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後自動車の出口又は入口の位置を変更する路外駐車場の当該自動車の出口又は入口については、この限りでない。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第四条 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に係る退職手当共済契約とみなす。

2 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービスを行う事業に係るものに限る。)は、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第五条 施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六十六条の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建設事業であつて、当該公営住宅建設事業が施行される土地の区域において新たに第二十九条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令

第二条第六号に掲げる障害福祉サービス事業(児童デイサービスを行う事業に限る。)又は相談支援事業の用に供する施設を整備するものについては、施行日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建設事業であつて、当該公営住宅建設事業が施行される土地の区域において新たに第二十九条の規定による改正後の同令第二条第一号又は第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴う経過措置)
 第六条 旧自立支援法第七十九条第二項の規定により設置された障害福祉サービス(旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る。)の事業の用に供する施設であつて、整備法附則第十二条第一項の規定により新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、第三十三条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第三条の規定は、なおその効力を有する。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)
 第七条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第三項第七号及び第四項中「第四十三条の七」を「第四十三条の七」に改める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
 総務大臣 川端 達夫
 法務大臣 小川 敏夫
 財務大臣 安住 淳
 文科科学大臣 平野 博文
 厚生労働大臣 小宮山 洋子
 国土交通大臣 前田 武志
 防衛大臣 田中 直紀

省令

○厚生労働省令第十五号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。
 平成二十四年二月三日
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針(第四条)

第二節 人員に関する基準(第五条―第八条)

第三節 設備に関する基準(第九条―第十条)

第四節 運営に関する基準(第十一条―第五十四条)

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針(第五十五条)

第二節 人員に関する基準(第五十六条―第五十七条)

第三節 設備に関する基準(第五十八条)

第四節 運営に関する基準(第五十九条―第六十四条)

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針(第六十五条)

第二節 人員に関する基準(第六十六条―第六十七条)

第三節 設備に関する基準(第六十八条)

第四節 運営に関する基準(第六十九条―第七十一条)